

特定改造自動車のエネルギー消費効率の算定実施要領（案）

（目的）

第一条 この要領は、エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令（昭和五十四年政令第二百六十七号。以下「令」という。）第二十一条第一号に規定する乗用自動車であつて、乗車定員十人以下のもの（以下「基本乗用自動車」という。）又は同条第八号に規定する貨物自動車であつて、車両総重量（道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第四十条第三号に規定する車両総重量をいう。以下同じ。）三・五トン以下のもの（以下「基本貨物自動車」という。）と原動機、一酸化炭素等発散防止装置、動力伝達装置及び燃料の種類が同一である乗用自動車（基本乗用自動車を除く。以下「特定改造乗用自動車」という。）又は貨物自動車（基本貨物自動車を除く。以下「特定改造貨物自動車」という。）について、エネルギー消費効率（自動車のエネルギー消費効率の算定等に関する省令に規定する国土交通大臣が告示で定める方法（平成十八年国土交通省告示第三百五十号）第一条第一号に掲げる方法により算定した燃料一リットル当たりの走行距離をキロメートルで表した数値をいう。以下同じ。）を算定することにより、エネルギー消費効率に優れた自動車の普及の促進に資することを目的とする。

（エネルギー消費効率の算定）

第二条 国土交通大臣は、自動車を製作することを業とする者又はその者から自動車を購入する契約を締結している者であつて当該自動車を販売することを業とするもの（外国において本邦に輸出される自動車を製作することを業とする者又はその者から当該自動車を購入する契約を締結している者であつて当該自動車を本邦に輸出することを業とするものを含む。以下「自動車製作者等」という。）の申請により、特定改造乗用自動車又は特定改造貨物自動車（以下これらを「特定改造自動車」と総称する。）について、次の表の区分ごとに、エネルギー消費効率を算定することができる。

| 特定改造自動車の種別 | 車両重量 |
|------------------------------|-----------------------------|
| 1 揮発油を燃料とする乗車定員 10 人以下の乗用自動車 | 703 キログラム未満 |
| | 703 キログラム以上 828 キログラム未満 |
| | 828 キログラム以上 1,016 キログラム未満 |
| | 1,016 キログラム以上 1,141 キログラム未満 |
| | 1,141 キログラム以上 1,266 キログラム未満 |
| | 1,266 キログラム以上 1,391 キログラム未満 |
| | 1,391 キログラム以上 1,516 キログラム未満 |
| | 1,516 キログラム以上 1,641 キログラム未満 |
| | 1,641 キログラム以上 1,766 キログラム未満 |
| | 1,766 キログラム以上 1,891 キログラム未満 |
| | 1,891 キログラム以上 2,016 キログラム未満 |
| | 2,016 キログラム以上 2,141 キログラム未満 |
| | 2,141 キログラム以上 2,266 キログラム未満 |

| | |
|---|-----------------------------|
| | 2,266 キログラム以上 |
| 2 軽油を燃料とする乗車定員 10 人以下の乗用自動車 | 1,016 キログラム未満 |
| | 1,016 キログラム以上 1,141 キログラム未満 |
| | 1,141 キログラム以上 1,266 キログラム未満 |
| | 1,266 キログラム以上 1,391 キログラム未満 |
| | 1,391 キログラム以上 1,516 キログラム未満 |
| | 1,516 キログラム以上 1,641 キログラム未満 |
| | 1,641 キログラム以上 1,766 キログラム未満 |
| | 1,766 キログラム以上 1,891 キログラム未満 |
| | 1,891 キログラム以上 2,016 キログラム未満 |
| | 2,016 キログラム以上 2,141 キログラム未満 |
| | 2,141 キログラム以上 2,266 キログラム未満 |
| | 2,266 キログラム以上 |
| 3 液化石油ガスを燃料とする乗車定員 10 人以下の乗用自動車 | 703 キログラム未満 |
| | 703 キログラム以上 828 キログラム未満 |
| | 828 キログラム以上 1,016 キログラム未満 |
| | 1,016 キログラム以上 1,141 キログラム未満 |
| | 1,141 キログラム以上 1,266 キログラム未満 |
| | 1,266 キログラム以上 1,391 キログラム未満 |
| | 1,391 キログラム以上 1,516 キログラム未満 |
| | 1,516 キログラム以上 1,641 キログラム未満 |
| | 1,641 キログラム以上 1,766 キログラム未満 |
| | 1,766 キログラム以上 1,891 キログラム未満 |
| | 1,891 キログラム以上 2,016 キログラム未満 |
| | 2,016 キログラム以上 2,141 キログラム未満 |
| 2,141 キログラム以上 2,266 キログラム未満 | |
| 2,266 キログラム以上 | |
| 4 揮発油を燃料とする道路運送車両法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 74 号）第 2 条の軽自動車であって貨物の運送の用に供するもの | 703 キログラム未満 |
| | 703 キログラム以上 828 キログラム未満 |
| | 828 キログラム以上 |
| 5 揮発油を燃料とする道路運送車両法施行規則第 2 条の普通自動車又は小型自動車（車両総重量が 1.7 トン以下のものに限る。）であって貨物の運送の用に供するもの | 1,016 キログラム未満 |
| | 1,016 キログラム以上 |
| 6 揮発油を燃料とする道路運送車両法施行規則第 2 条の普通自動車又は小型自動車（車両総重量が 1.7 トン超 2.5 トン以下のものに限る。）であって貨物の運送 | 1,266 キログラム未満 |
| | 1,266 キログラム以上 1,391 キログラム未満 |
| | 1,391 キログラム以上 1,516 キログラム未満 |
| | 1,516 キログラム以上（変速装置の方式が手 |

| | |
|--|-------------------------------------|
| の用に供するもの | 動式以外のものを除く。) |
| 7 軽油を燃料とする道路運送車両法施行規則第2条の普通自動車又は小型自動車（車両総重量が1.7トン以下のものに限る。）であって貨物の運送の用に供するもの | |
| 8 軽油を燃料とする道路運送車両法施行規則第2条の普通自動車又は小型自動車（車両総重量が1.7トン超2.5トン以下のものに限る。）であって貨物の運送の用に供するもの | 1,266 キログラム未満 |
| | 1,266 キログラム以上 1,391 キログラム未満 |
| | 1,391 キログラム以上 1,516 キログラム未満 |
| | 1,516 キログラム以上 1,641 キログラム未満 |
| | 1,641 キログラム以上 1,766 キログラム未満 |
| | 1,766 キログラム以上（変速装置の方式が手動式以外のものを除く。） |

(算定の申請)

第三条 前条の算定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 特定改造自動車に係る基本乗用自動車又は基本貨物自動車（以下これらを「基本自動車」と総称する。）に係る次に掲げる事項
 - イ 車名及び型式
 - ロ 車台の名称及び型式
 - ハ 車体の名称及び型式
 - ニ 幅及び高さ
 - ホ 乗車定員
 - ヘ 最大積載量、車両重量及び車両総重量
 - ト 原動機の型式及び総排気量又は定格出力
 - チ 一酸化炭素等発散防止装置に関する事項
 - リ 動力伝達装置に関する事項
 - ヌ 燃料の種類
 - ル 乗用自動車又は貨物自動車の別
 - ヲ 基本貨物自動車にあっては、構造A（貨物自動車の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等（平成十九年経済産業省・国土交通省告示第五号。以下「貨物車判断基準告示」という。）1-1（1）の表に規定する構造Aをいう。以下同じ。）又は構造B（貨物車判断基準告示1-1（1）の表に規定する構造Bをいう。以下同じ。）の別
 - ワ エネルギー消費効率
 - カ その他国土交通大臣が定める事項
- 三 特定改造自動車に係る次に掲げる事項
 - イ 幅及び高さ

- ロ 前条の表の区分
 - ハ 車両重量の上限
 - ニ 原動機の型式及び総排気量又は定格出力
 - ホ 一酸化炭素等発散防止装置に関する事項
 - ヘ 動力伝達装置に関する事項
 - ト 燃料の種類
 - チ 乗用自動車又は貨物自動車の別
 - リ 特定改造貨物自動車にあっては、構造A又は構造Bの別
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書面を添付するものとする。
- 一 基本自動車の外観図
 - 二 申請者が次条第二号イからニまでのいずれにも該当しない者である旨の宣誓書
 - 三 前条の購入契約を締結している者にあつては、当該契約書の写し

(算定方法)

第四条 国土交通大臣は、前条の申請があつた場合において、次に掲げる基準に適合していると認めるときは、自動車のエネルギー消費効率の算定等に関する省令に規定する国土交通大臣が告示で定める方法第一条第一号に掲げる方法により第二条の算定を行わなければならない。

- 一 特定改造自動車と基本自動車の原動機、一酸化炭素等発散防止装置、動力伝達装置及び燃料の種類が同一であること。
- 二 当該認定の申請者が、次に掲げる者に該当しないものであること。
 - イ 道路運送車両法若しくはエネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）又はこれらに基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者
 - ロ 第九条の規定によりエネルギー消費効率の算定の取消しを受け、かつ、その取消しの日から二年を経過しない者（当該算定を取り消された者が法人である場合には、当該法人の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有するものを含む。ニにおいて同じ。）であつた者で当該取消しの日から二年を経過しないものを含む。）
 - ハ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者又は成年被後見人であつて、その法定代理人がイ又はロのいずれかに該当するもの
 - ニ 法人であつて、その役員のうちイ、ロ又はハのいずれかに該当する者のあるもの

(意見の聴取)

第五条 国土交通大臣は、第二条の算定のために必要があると認めるときは、学識経験者、自動車製作者その他のエネルギー消費効率に関し専門的知見を有する者の意見を聴くことができる。

(通知)

第六条 国土交通大臣は、第二条の算定をしたときは、算定番号を付してその旨を当該認定の申請者に通知するものとする。

2 国土交通大臣は、第二条の算定をしなかったときは、理由を付してその旨を当該申請者に通知するものとする。

(算定燃費値取得済証)

第七条 第六条第一項の通知を受けた自動車製作者等は、エネルギー消費効率の算定を受けた特定改造自動車に係る自動車（道路運送車両法第七十五条第四項の完成検査終了証又は道路運送車両法施行規則第六十三条の排出ガス検査終了証の交付を受けたものに限る。）の所有者又は使用者から請求があったときは、エネルギー消費効率その他の国土交通大臣が定める事項を記載した算定燃費値取得済証を発行し、これを請求者に交付しなければならない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。

2 前項の請求を受けた自動車製作者等は、算定燃費値取得済証の交付のため必要があると認めるときは、請求者に対し、必要な書類の提出を求めることができる。

3 算定燃費値取得済証は、交付に係る自動車が次の各号のいずれかに該当しないときは、その効力を失う。

一 幅及び高さがそれぞれ第三条第一項第三号イの値以下であること

二 第三条第一項第三号ロの区分に該当すること

三 車両重量が第三条第一項第三号ハの値以下であること

四 特定改造貨物自動車に係る自動車にあっては、構造A又は構造Bの別が第三条第一項第三号ヲと同一であること。

五 第四条第一号の基準に適合すること

(変更届出等)

第八条 第三条の申請をした製作者等は、第三条第一項第一号の内容に変更があったときは、遅滞なく、国土交通大臣にその旨を届出なければならない。

(算定の取消し)

第九条 国土交通大臣は、第三条第一項の申請書、同条第二項の添付書類の内容に虚偽があったことが明らかになったときは、第二条の算定を取り消すことができる。

(公表)

第十条 国土交通大臣は、前条の規定により算定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を公表しなければならない。